

Q 法改正後の初回支給はいつですか？

A 令和6年10月分から新制度が開始します。初回支給は令和6年12月10日（10月分と11月分）となります。

Q 受給者は父・母どちらになりますか？

A 改正後においても、現行制度と同様に父母等のうち生計を維持する程度の高いかた（原則として所得の高いかた）となります。

Q 児童手当の受取口座を配偶者や子ども名義の口座に指定できますか？

A 児童手当の受取口座は受給者本人の口座に限るため、できません。

Q 高校生年代の児童が就職して働いていても支給対象になりますか？

A 就労や婚姻等の有無にかかわらず、父母等が該当するこどもの生計費を負担している場合は対象となります。

Q 高校生年代の子どもが通学のため町外の寮で生活していますが、支給対象となりますか？

A 子どもと別居している場合であっても、父母等が監護し生計同一である場合は対象となります。「別居監護申立書」を提出してください。また、子どもではなく申請者の住む市町村へ申請してください。

Q 大学生年代の子どもが就職及び婚姻して自立していても、第3子算定の対象となりますか？

A 大学生年代の子どもにおいても、高校生年代と同様に就労や婚姻の有無にかかわらず、父母等が生計費等を負担しているのであれば対象となります。ただし、質問のように既に自立し、父母等の支援を受けていない状態であれば対象となりません。

Q 申請書類が届きましたが、公務員です。町に申請しますか？

A 申請者(父母等のうち、所得の高いかた)が公務員の場合、町へは申請せず、勤務先での手続きとなります。勤務先へお問合わせください。

Q 第3子算定の対象に登録されているかわかりません。

A 児童手当を受給中のかたは、原則として高校生年代までのお子様が算定対象として登録されています。例外として、申請後に再婚や離婚等で世帯の構成が変わった、申請時に記載が漏れていた等登録されていない場合もあります。不明なかたは、町までお問合わせください。